

●山形大学・戸室健作准教授の調査から（左図は毎日新聞
2/18 付より）

●総務省「就業構造基本調査」データを基に、「最低生活費」
（生活保護費の受給対象基準額）以下の収入しかなく、か
つ17歳以下の子どもがいる世帯数を調査

（全国の場合）

	1992年	2012年
子育て世帯数	約1293万	約1055万
うち貧困世帯数	約70万	約146万
比率	5.4%	13.8%

資料 2

函館市ホームページ

「入学準備給付金の支給について」(2016年3月1日)

より

支給金額および要件について

- (1) 市民税非課税世帯 入学する子ども1人につき**2万円**
- (2) 市民税課税世帯 入学する子ども1人につき**3万円** (下記工の場合を除き、**所得制限あり**)

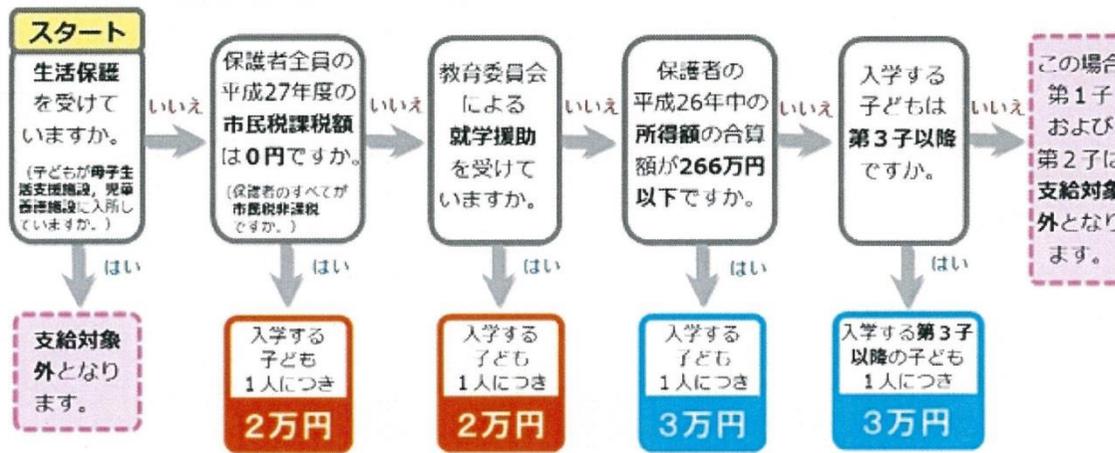
- ア) **生活保護受給世帯**および**児童養護施設**、**母子生活支援施設**に子どもが入所している世帯は**支給対象外**
- イ) 市民税課税世帯であっても、**就学援助受給世帯**は入学する子ども1人につき**2万円**を支給
- ウ) 市民税課税世帯は、**保護者の所得の合算額が266万円以下**の場合に**3万円**を支給(イの世帯を除く。)
- 工) 市民税課税世帯で、かつ多子世帯の**第3子以降**の子どもが小学校・中学校に入学する場合に限り、**所得制限なく**当該**第3子以降**の子ども1人につき**3万円**を支給(イ、ウの世帯を除く。)

(注1) 基準日(平成28年1月1日)に保護者と子どもが市内に住所を有している必要があります。

(注2) 配偶者からの暴力を理由に避難している方、または保護者の代わりに子どもを監護している祖父母等に対し、支給できる場合がありますので、お早めにご相談ください。

支給金額判定フローチャート

基準日は平成28年1月1日です。 ※基準日に保護者と子どもが市内に住所を有していることが必要です。

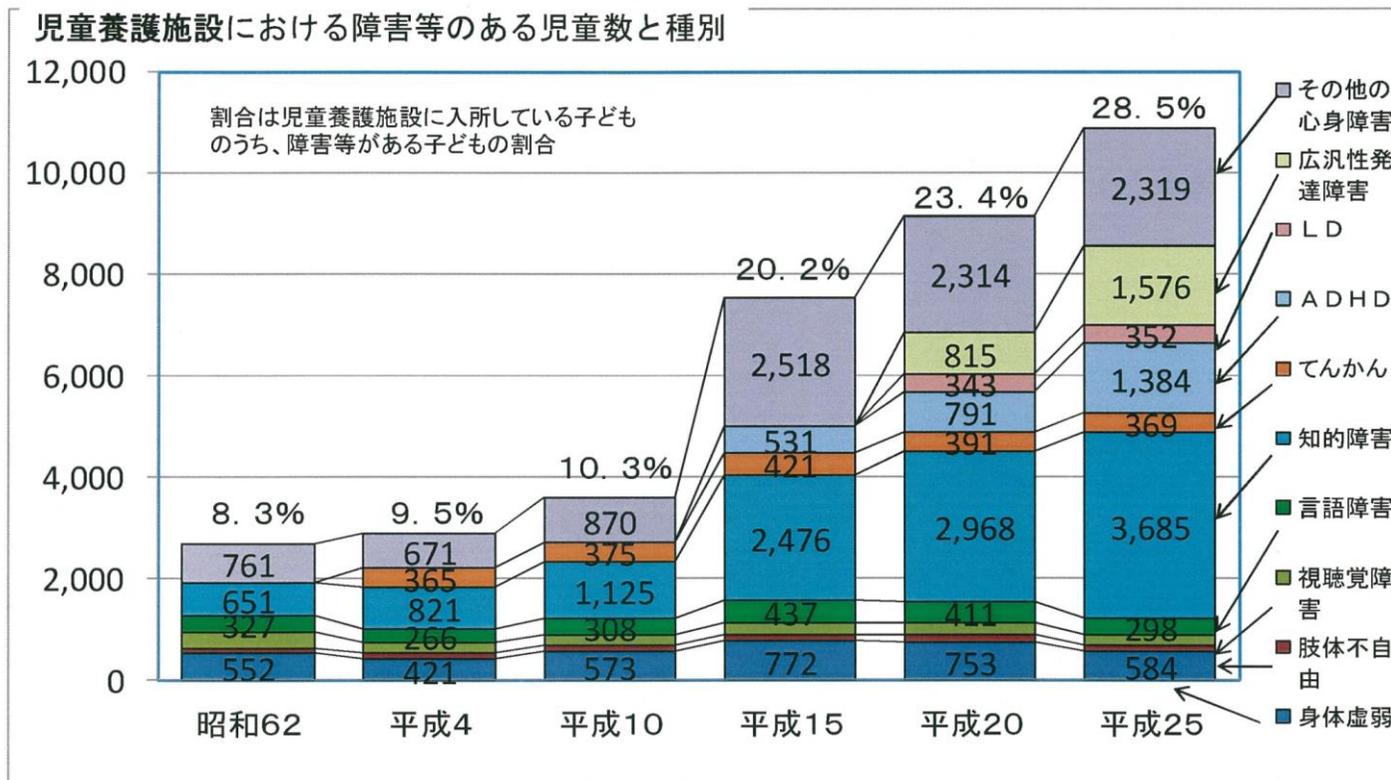


資料 3

「児童養護施設における障害等のある児童数と種別」厚生労働省資料（平成 28 年 1 月）より

（４）障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては 28.5%が、障害ありとなっている。



ADHD(注意欠陥多動性障害)については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD(学習障害)については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

資料4 岡山市善隣館 職員勤務状況

職員の時間帯による勤務の状況

職種区分	勤務形態	時																								勤務時間			
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	実働 時分	休憩 時分	計 時分
施設長																													
直 接 処 遇 職 員	早番																										7:45	1:00	8:45
	平常																										7:45	1:00	8:45
	遅番																										7:45	1:00	8:45
	宿直																										7:45	1:00	8:45
	宿直明																										7:45	1:00	8:45
	中抜け																										7:45		7:45
調理員等	早番																										7:45	1:00	8:45
	平常																										7:45	1:00	8:45
	遅番																										7:45	1:00	8:45
時間帯に よる稼働 人員	2 (1)						3	5	7	7	8	11	10	8	9	8	6	5	4	3	2 (1)					(1週間あたりの実働時間)			
日課							起床・洗面	朝食・掃除	登校	幼児園送り	日中保育	昼食	下校	宿題	幼児入浴	小学生入浴	夕食	中高生入浴	自習	消灯	就寝				常勤職員 37.25時間				
業務内容							朝食準備	巡回・観察	小学校送り	幼稚園送り	日中保育	昼食準備・片付け	事務引継ぎ	幼稚園迎え	洗濯物整理	洗濯	学習指導	入浴介助	夕食介助・片付け	洗濯	学習・余暇指導	巡回	衣服補修	諸帳簿記録				嘱託職員 30.00時間	